

## 有料道路の障害者割引制度の改正について (1人1台要件の緩和とオンライン申請の導入)

有料道路(三浦縦貫道路、真鶴道路及び逗葉新道)の障害者割引制度の一部が次のとおり改正になり、2023(令和5)年3月27日から適用となりますので、お知らせします。

料金所では、これまでどおり障害者割引が有効期間内であることを示す障害者手帳、療育手帳またはミライロIDの該当ページの御提示をお願いします。

### 1 1人1台要件の緩和

これまで、障がい者ご本人が運転する場合または重度障がいの方が同乗する場合、障害者割引の対象車両として障害者手帳に登録できる車は、本人、親族の方又は介護する方が所有する車、いずれかの車を、障がい者1人につき1台のみとしていました。

今回の見直しにより、登録車両の車検や修理のときの代車、知人の車、レンタカーなど、障害者手帳等に登録していない車でも割引対象となります。(割引の対象となる車両の車種はこれまでと同じ乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車及び二輪自動車です。ただし業務利用等自動車は対象外です。)

また、重度障がいの方は、これに加え、重度障がいの方がお乗りになるタクシー、福祉有償運送車両も割引対象となります。

### 2 オンライン申請の導入

高速道路会社が運用管理するオンラインシステムを利用して、障害者割引の申請が可能となります。ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。

オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による受付も継続します。

オンラインの受付も2023(令和5)年3月27日から開始します。

# 有料道路における障害者割引制度の見直しについて

別紙

## 対象となる自動車の要件（1人1台）の緩和

### ＜制度概要＞

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

### 現行

#### 【対象となる障害者】

- 障害者ご本人が運転される場合
  - ・身体障害者手帳の交付を受けられている方
- 障害者ご本人以外の方が運転され、重度の障害者ご本人（以下「要介護者」といいます）が乗車される場合
  - ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方  
(注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

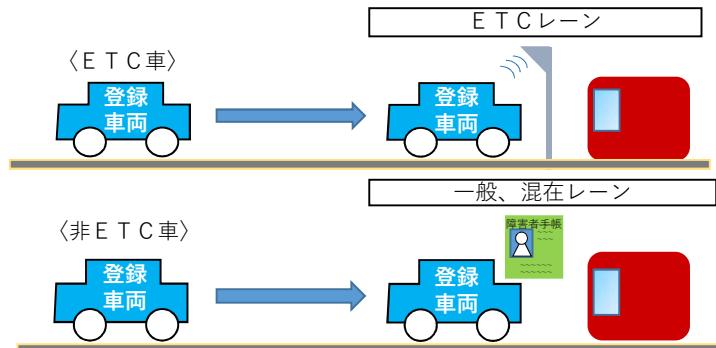
#### 【対象となる自動車】

事前登録された自動車（障害者1人につき1台）  
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

#### 【利用方法】

- 身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
- ・ETC車の場合は、登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線走行（ノンストップ走行）  
手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
  - ・非ETC車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

→ 事前登録された自動車1台のみ  
本割引の対象



＜今回の改正点＞  
事前登録されていない自動車でも以下の自動車が対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

### 追加の内容

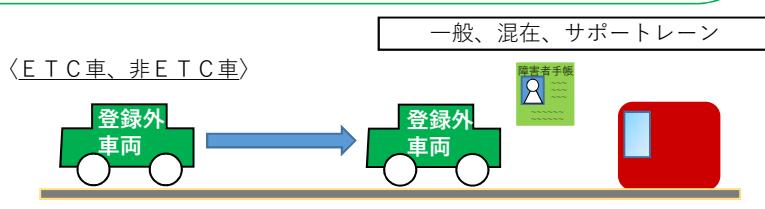
#### 【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車
  - （親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）  
※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。  
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。  
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

#### 【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、ETC車、非ETC車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC車でETC専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行  
(事前登録されていない自動車は、ETC無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。)
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用  
※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

→ 親族や知人等の所有する自動車、  
レンタカー、車検時の代車、  
タクシー（要介護者のみ）、  
福祉有償運送車両（要介護者のみ）  
など、事前登録されていない自動車  
であっても本割引の対象となります。



# 有料道路における障害者割引制度の見直しについて

## 事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

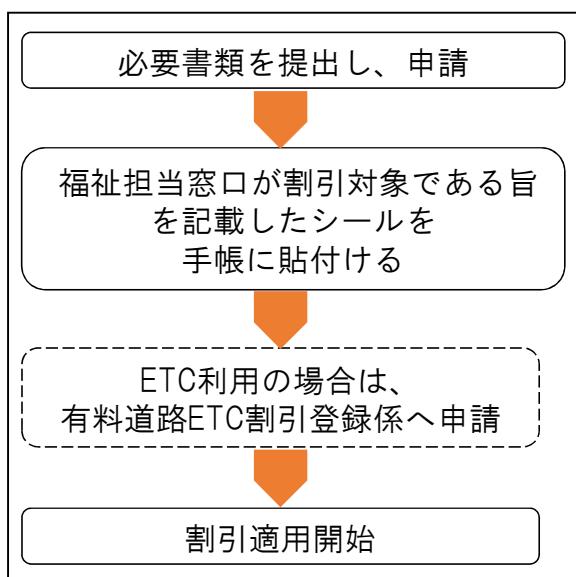
### オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。  
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

URL <https://www.expressway-discount.jp>  
(令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。)

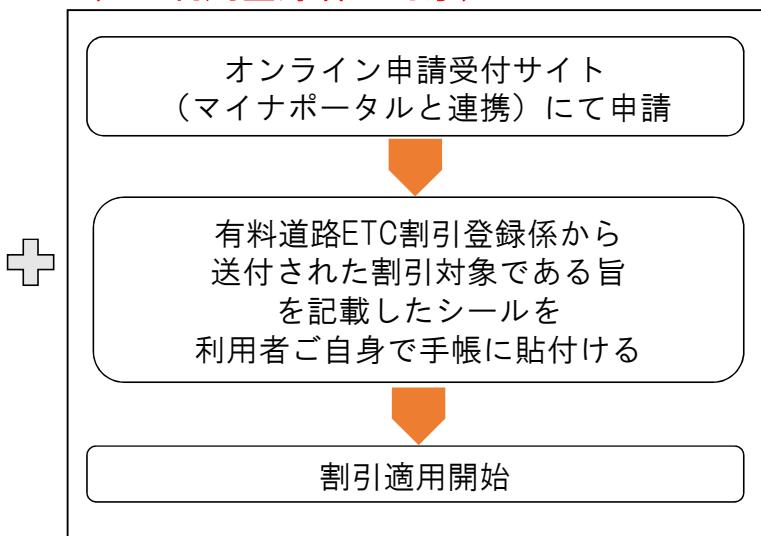
- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

### 【現行の申請手続き】



### 【今回改正の内容】

申請方法としてオンライン申請を追加  
(ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません